

入 札 説 明 書

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 什器類等一式
- (2) 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入年月日 別紙仕様書のとおり

2. 入札書及び別紙入札関係書類の提出期限及び場所

- (1) 入札関係書類の提出期限
- (2) 令和7年2月25日（火） 12時00分
- (3) 入札関係書類を提出する場所

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
琉球大学本部管理棟2階財務部経理課契約第二係 川村
TEL : 098-895-8836
E-mail : kysd2k@acs.u-ryukyu.ac.jp

3. 入札執行の日時及び場所

令和7年2月28日（金） 16時00分 琉球大学本部管理棟2階第一研修室

4. 審査結果の通知

本学技術審査委員において、応札仕様書及び別紙入札関係書類の内容を審査し、入札機器の性能が本学の仕様を満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、競争参加者の対象から除外する。なお不合格の通知は1月27日（木）までに行うものとし、合格の場合は通知をしないものとする。

5. 入札書の提出方法

- (1) 競争参加者は、直接提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和7年2月28日開札〔什器類等一式〕入札書在中」と記載しなければならない。
- (2) 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年2月28日開札〔什器類等一式〕入札書在中」と記載し、中封筒の封皮

には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、2の(2)宛に入札書の提出期限までに必着しなければならない。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- (3) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

6. 入札書の記載方法

- (1) 入札書の記載にあたっては次にかかげる事項を記載しなければならない。
- (ア) 調達件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
- (2) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印すること。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、各競争参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

7. 落札者の決定方法

琉球大学会計規則第19条により予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った競争参加者を落札者とする。なお、入札のうち予定価格の範囲での入札がない場合は、直ちに、再度の入札をするものとする。

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

8. 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 調達件名及び入札金額のない入札書
- (3) 競争参加者本人の氏名（法人場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印がなく又は判然としない入札書
- (4) 代理人等が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）代理人等であることの表示並びに当該代理人等の氏名及び押印がなく判然としない入札書（記載のない若しくは判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 調達件名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してない入札書
- (8) 公告等及び入札説明書に示した競争参加者に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの。
- (9) 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの。（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする）
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

9. 入札の延期等

競争参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。

10. 代理人による入札

- (1) 代理人が入札する場合は、入札執行当日までに委任状を提出するものとする。
- (2) 競争参加者は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人を兼任することができない。

1 1. 入札の執行

- (1) 入札の執行は、競争参加者を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札執行会場には、競争参加者並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立ち会い職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争参加者は、入札時刻後は入札執行会場に入場することはできない。
- (4) 競争参加者は、入札執行会場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書等を提示しなければならない。この場合、代理人が上記10の（1）に該当する代理人以外の者である場合にあっては、その代理委任状を提出しなければならない。
- (5) 競争参加者は、入札執行会場へ入場後は契約担当者が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札執行会場を退場することはできない。
- (6) 入札執行会場において次の各号の一に該当する者は当該会場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

1 2. その他

- (1) 会社の代表者が入札執行日時に参加されない場合、その代理者への委任状（別紙見本）を忘れないようにすること。
なお、代理者の私印はインキ浸透印（シャチハタ等）は無効とする。
- (2) 本学の予定価格の制限内での入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (3) 本件に関する照会先は、入札書を提出する場所と同じとする。

入 札 心 得

本学の所掌する事務のうち、一般競争又は指名競争を行う場合において、競争参加者が遵守しなければならない事項は、法令の定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

1. 競争参加者は仕様書等の添付書類を熟読のうえ入札書を作成し、会社名、代表者の職名・氏名、代表者印を押印のうえ、提出すること。
2. 競争参加者は代理人をもって入札させる場合は、委任状（別紙見本参照）を持参させること。
3. 入札時刻を厳守すること。
4. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額をもって落札価格とする。
5. 競争参加者はいったん提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることは出来ない。なお、次の各号に該当する入札は無効とする。
 - (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 金額を訂正した入札及び誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (3) その他入札に関する条件に違反した入札
6. 開札には、競争参加者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、競争参加者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
7. 開札時、競争参加者の入札が本学の予定価格の範囲内に達しなかった場合は直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、競争参加者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
8. 同価格での落札者が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該落札者でくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。